

一宮監公表第11号

平成28年3月4日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 森利明

一宮市監査委員 平松邦江

上下水道部の随時監査（工事監査）結果報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、上下水道部の随時監査（工事監査）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

上下水道部の随時監査（工事監査）結果報告

1 監査対象

〔1〕 流下第2号 五条浅野上土池地内ほか12号支線下水道管布設工事

〔2〕 流下第213号 日光苧安賀1丁目地内ほか下水道管布設工事

2 実施年月日

平成27年12月11日から平成28年2月26日まで

3 監査方法

対象工事の設計・契約・施工・監理等が適正に行われているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、水道事業等管理者、上下水道部長、上下水道部参事、上下水道部次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、この監査にあたって、専門的知識を必要とする技術面においては、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て、平成28年1月7日に工事技術調査を実施した。

4 工事概要

〔1〕 流下第2号 五条浅野上土池地内ほか12号支線下水道管布設工事

*平成28年2月22日契約変更

(1) 契約金額 70,175,160円（変更前57,996,000円）

(2) 請負者 株式会社永井組一宮支店

(3) 工事期間 平成27年9月3日から平成28年3月31日まで

（変更前 平成27年9月3日から平成28年3月18日まで）

(4) 工事内容

管渠工（推進）	φ200SUSR	L = 77.6m	（変更前 なし）
管渠工（開削）	φ200SRA	L = 333.8m	（変更前 382.1m）
管渠工（開削）	φ150SRA	L = 577.4m	（変更前 529.1m）
人孔工 組立2号マンホール		1箇所	（変更前 なし）
人孔工 組立1号マンホール		11箇所	（変更前 12箇所）
人孔工 組立楕円マンホール		7箇所	
仮設工		1式	
付帯工		1式	

- (5) 工事進捗率 27% (平成 28 年 1 月 6 日現在)
70% (平成 28 年 2 月 25 日現在)

[2] 流下第 213 号 日光苧安賀 1 丁目地内ほか下水道管布設工事

*平成 28 年 2 月 2 日契約変更

- (1) 契約金額 37,195,200 円 (変更前 37,584,000 円)
(2) 請負者 富士建設株式会社
(3) 工事期間 平成 27 年 9 月 4 日から平成 28 年 3 月 17 日まで
(4) 工事内容

管渠工 (推進)	φ 250HP	L = 110.2m	
管渠工 (開削)	φ 200SRA	L = 36.9m	
管渠工 (開削)	φ 150SRA	L = 158.1m	
人孔工 組立 2 号マンホール			なし (変更前 1 箇所)
人孔工 組立 1 号マンホール			7 箇所 (変更前 6 箇所)
人孔工 組立楕円マンホール			2 箇所
仮設工			1 式
付帯工			1 式

- (5) 工事進捗率 66% (平成 28 年 1 月 6 日現在)
98% (平成 28 年 2 月 25 日現在)

5 監査の結果

当該工事に係る事務及び施工状況はおおむね適正であったが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

[1] 流下第 2 号 五条浅野上土池地内ほか 12 号支線下水道管布設工事

- (1) 事前測量成果表に仮ベンチマークの測量成果表が添付されていなかった。
必要な書類は添付するよう請負者を指導し、施工管理に万全を期されたい。

- (2) 地下水低下工法 (ウエルポイント工) による地盤沈下の影響が懸念される範囲内の民地の地盤高さ及び構造物の変位について、測定されていなかったの
で、測定するよう請負者を指導し、施工管理に万全を期されたい。

(3) 地下水低下工法（ウエルポイント工）のポンプ及び発電機において、防音対策や第三者が電源に触れないための措置がされていなかった。騒音源となり苦情が発生する可能性があるため、防音設備（シート）等で覆うとともに、第三者が電源に触れないためにフェンス等で囲うよう請負者を指導されたい。

(4) 資材置場内の産業廃棄物（アスファルトガラ）の一時保管場所における掲示看板について、設置場所及び大きさが適切ではなかった。掲示看板の設置を適切に行うよう請負者を指導されたい。

〔2〕 流下第 213 号 日光苺安賀 1 丁目地内ほか下水道管布設工事

(1) ガス溶接作業等を伴う工事において、溶接・溶断作業届出書が消防長へ提出されていなかった。必要な届出は漏れなく提出するよう請負者を指導されたい。

(2) 賠償責任保険証券の証券控えの写しにおいて、保証金額が記載されていなかった。保証金額の記載されたものを提出するよう請負者を指導するとともに、提出された書類については内容確認を徹底されたい。

(3) 資材置場の出入口において、作業終了後の閉鎖がされていなかった。「関係者以外立入禁止」の看板を設置するとともに、第三者が入れない措置を徹底するよう請負者を指導されたい。また、作業員休憩所内にストーブがあったが、消火器が設置されていなかった。消火器を設置するとともに、作業後の火元確認を行うよう請負者を指導し、安全対策を徹底されたい。